

第7 公平委員会受託業務

公平委員会を置くこととされている地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、他の地方公共団体の人事委員会に委託して、その公平委員会が処理すべき勤務条件に関する措置要求の審査、不利益処分に関する不服申立ての審査、管理職員等の範囲を定める規則の制定及び職員団体の登録に関する事務等を処理させることができるとされている（地方公務員法第7条第4項及び地方自治法第252条の14）。

なお、人事委員会に対して、公平委員会の事務を委託している地方公共団体数は、令和6年度末（令和7年3月31日）現在で、次のとおりである。

(1) 市 町 村	54市町村 (8市 31町 15村)	}	<u>合計 76団体</u>
(2) 一部事務組合及び広域連合	22団体		